

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2 占用料（第12条関係）			別表第2 占用料（第12条関係）		
	区 分	金 額		区 分	金 額
工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>110円</u>	工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>98円</u>
	電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>530円</u>		電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>460円</u>
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
備考 支柱又は支線は1本と、H柱は2本とみなす。			備考1 支柱又は支線は1本と、H柱は2本とみなす。 2 この表により算定した占用料の額が100円に満たないときは、 <u>100円とする。</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この条例は、平成25年5月1日から施行する。
- この条例の施行前に港湾施設の占用の許可を受けた者の当該許可に係る平成26年3月31日までの間の占用料の額については、なお従前の例による。